

## 認可保育所等の食材料費の負担

## 1 保育所における食材料費の経緯

- ・ 保育所では、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費として、0歳から5歳児の副食費（0～2歳は主食費含む）を保護者の負担能力に応じて徴収していたが、3歳以上児の主食については一貫して家庭持参・実費徴収（保護者負担）とされてきた。
- ・ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行により、食材料費の考え方について子どもの認定区分により以下のとおりとなった。

認定区分	主食費	副食費
1号認定子ども（3歳以上・教育）	保護者負担（実費徴収）	
2号認定子ども（3歳以上・保育）	保護者負担（実費徴収）	保護者負担（保育料に含めて徴収）
3号認定子ども（3歳未満・保育）	保護者負担（保育料に含めて徴収）	

※ 国が示す食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円

## 2 国の方針

国は、食材料費の取扱いについて、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本に、以下の方針を打ち出している。

## (1) 1号認定子ども、2号認定子ども

- ① 主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とする。
- ② 生活保護世帯や区民税非課税世帯等については、引き続き公定価格内での副食費の免除を継続する（主食費は実費徴収）。
- ③ 副食費の免除対象を拡充する（年収360万円未満世帯を想定）。

## (2) 3号認定子ども

- ・ 無償化が区民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

## (3) 新制度未移行幼稚園児

- ・ 園において給食を実施している場合、生活保護世帯や区民税非課税世帯、年収360万円未満世帯等に対して、月額4,500円を上限とした副食費の補助事業を実施する。

## 3 区の現状

## (1) 2号認定子どもの利用する認可保育所等

- ・ 主食費については、区が負担している。これは、かつて東京都が公立及び私立保育所の運営の充実を図るため、3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費を含む補助を行っていたことを踏襲しているもので、23区で統一的な取扱いを行っている。
- ・ 副食費については、国の考え方と同様に、保育料に含めて保護者から徴収をしているが、保護者が副食費を負担しているとの認識は薄い。

	国の考え	区
主食費	保護者負担（実費徴収）	区負担
副食費	保護者負担（保育料に含めて徴収）	

(2) 上記以外

2号認定子どもの利用する認可保育所等以外の施設における食材料費の取扱いは以下のとおりであり、いずれの施設も国が示す主食費と副食費に分ける取扱いはしていない。

施設		保護者負担の内容
(区立・私立) 幼稚園		弁当持参
認定こども園 (1号)	区立	実費負担 (月 4,700 円 (8月を除く))
	私立	実費負担 (月額 (4,000~8,500 円) 又は日額 (380 円・480 円))
新制度未移行幼稚園		弁当持参又は実費負担 (金額は各園による)
認可外保育施設	認証保育所	実費負担 (保育料に含めて徴収)
	その他認可外保育施設	弁当持参又は実費負担 (金額は各園による)

※参考 区立小学校低学年 月額 4,148 円、区立中学校 (自校調理) 月額 5,729 円

4 区の対応

国の方針や区の現状を踏まえ、10月からの無償化に伴う区の食材料費の取扱いについて、以下のとおりとする。

(1) 対応にあたって

- ① 今回の無償化により、2号認定子どもの副食費にかぎり新たに実費化され、このことが国の議論等においても焦点とされてきたことから、区として、認可保育所等を利用する2号認定子どもの保護者負担を検討対象とし、食材料費の取扱いに変更のない他の施設については、現行の取扱いを継続する。ただし、今回、国が新たに副食費の免除を実施する1号認定子ども及び新制度未移行幼稚園児の対象児については、国の制度に則した免除措置を行う。
- ② 2号認定子どもが利用する認可保育所等の主食費は、保護者の新たな経済的負担を避ける理由から、引き続き区が負担するものとする。
- ③ 現行保育料に含まれる副食費については、以下の考え方より、保護者から徴収することとする。
  - ・ 国は、無償化にあたり、食材料費の保護者負担を基本としている。
  - ・ 国において副食費の免除対象の拡充措置が検討されるなど、一定の低所得者対策が図られる見込みである。
  - ・ 認可保育所等以外の施設を利用する保護者との負担の公平性を考慮する必要がある。
  - ・ 今後さらなる保育関連事業費の増加が見込まれており、事業費の抑制が急務である。
    - 保育関連事業費の今後数年間の増
      - 【参考】保育関連事業費に占める一般財源
      - 平成30年度：26,362百万円
      - 平成31年度：27,531百万円 (前年度比+1,169百万円)
    - 0-2歳児への無償化拡大の国方針

- 宿舍借り上げ支援事業や処遇改善助成金等、国・都の補助金の見通しが立っていない中での区補助金の取扱い
  - 無償化の影響や保育待機児童数の推移、保育施設整備の進捗状況を踏まえた更なる整備の促進
- ④ 2号認定子どもが利用する認可保育所等の副食費の徴収にあたっては、これまでも、区基準保育料が国基準保育料よりも金額を低く抑えてきていることから、食材料費の徴収にあたっては保護者負担の低減を図る必要があることを踏まえ、免除対象世帯を国方針の「年収360万円未満世帯」から、当該世帯の相当する国基準保育料と同水準の区基準保育料に相当する階層に属する世帯へと区独自に拡充を行う。拡充対象世帯については、10月から教育における保護者の負担軽減策として実施予定の就学援助制度のうち、給食費が支給対象となる世帯の拡充が図られることから、「年収760万円未満世帯」とする。

## (2) 実施に伴う課題

### ① 徴収上の課題

- ・ 徴収額の決定（園ごとの徴収額とするか、区で一律の金額を提示するか）
- ・ 園における徴収体制等の整備（徴収方法、債権管理手法など）

### ② 新たな補助制度の検討

- ・ 事務量が増大する私立園への事務費補助

### ③ その他

- ・ 区及び園による保護者への周知
- ・ 園ごとに作成する重要事項説明書に、副食費の徴収に係る事項を新たに規定する改正を行い、その内容を保護者に説明したうえで徴収にあたって同意を得る必要があるほか、重要事項の変更に伴い、認可内容の変更届出等が必要となる。

## (3) 財政的な影響

- ① 副食費免除対象世帯を国基準の年収360万円未満世帯から年収760万円未満世帯へと拡充することによる区負担額の増 1.3億円（裏面「参考」参照）

### ② 事務量が増大する2号認定子どもが利用する認可保育所等への事務費補助

- ・ 私立保育園及び私立認定こども園162園に対し、副食費の実費徴収に対応するための職員の配置や費用の補助等を実施する。

（参考）区事務アルバイト時給1,070円

@1,070\*6時間\*8日\*6月\*162園=49,922千円

◇ 2号認定子どもに係る副食費影響額試算（年額）

単位：億円

	全体副食費	360万未満世帯	760万未満世帯
区立保育園・ 区立認定こども園（2号）	1.7	0.2	0.6
私立保育園・ 私立認定こども園（2号）	3.7	0.5	1.4
合計	5.4	0.7	2.0

①国基準どおり、年収360万円未満世帯への免除を実施した場合

（対象人数 1,312人 全体の13.1%）

- ・食材料費収入：5.4億円－0.7億円＝4.7億円
- ・国、都補助金（私立免除対象者の副食費の3/4）：0.5億円×3/4＝0.4億円
- ・区負担額（区立免除対象者経費＋私立免除対象者の副食費の1/4）  
：0.2億円＋0.5億円×1/4＝0.3億円

②年収760万円未満世帯への副食費免除を拡充した場合

（対象人数 3,708人 全体の37.1%）

- ・食材料費収入：5.4億円－2.0億円＝3.4億円
- ・国、都補助金（国基準私立免除対象者の副食費の3/4）：0.4億円
- ・区負担額：2.0億円－0.4億円＝1.6億円

【参考】2号認定子ども全員への副食費免除を実施した場合

（対象人数 9,991人）

- ・食材料費収入 0円
- ・国、都補助金（国基準私立免除対象者の副食費の3/4）：0.4億円
- ・区負担額 5.4億円－0.4億円＝5.0億円

◇区保育料と国基準保育料（抜粋）

世帯の階層			3歳児（保育標準時間）	
国	区	年収目安	区保育料	国基準
第4	D3	330万～470万円未満相当	11,200	27,000
	D4		13,100	27,000
	D5		15,500	27,000
第5	D5	～640万円未満相当	15,500	41,500
	D6		18,100	41,500
	D7		20,000	41,500
第6	D7	～930万円未満相当	20,000	58,000
	D8		21,500	58,000
	D9		23,500	58,000
	D10		25,500	58,000
	D11		27,000	58,000
	D12		28,100	58,000
	D13		29,800	58,000
D14	30,100	58,000		

国基準の副食費免除対象  
（年収360万円未満相当）

区基準保育料では、  
このあたりの階層が同額程度  
（年収760万円未満相当）